

## 岡崎市地域介護予防活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行うために、岡崎市及び旧額田町が立ち上げに関わった地域介護予防活動組織が実施する地域介護予防活動事業（別表1に掲げる事業をいう。以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において交付する岡崎市地域介護予防活動事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(実施期間)

第3条 補助事業として実施する期間は、4月1日から3月31日までを原則とする。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、地域介護予防活動組織の代表者とする。

(補助金の対象)

第5条 補助の対象となる経費は、別表1に掲げるもので、事業の実施に直接要した経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の合算額とし、別表2左欄に掲げる区分により、それぞれ右欄に掲げる額を上限額とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市地域介護予防活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 岡崎市地域介護予防活動事業計画書（様式第2号）
- (2) 岡崎市地域介護予防活動事業収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。この場合において、第7条に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

(変更交付申請)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ岡崎市地域介護予防活動事業費補助金変更承認申請書（様式第7号）に変更内容の分かる書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業完了の日以後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に、岡崎市地域介護予防活動事業費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 岡崎市地域介護予防活動事業報告書（様式第5号）
- (2) 岡崎市地域介護予防活動事業収支精算書（様式第6号）
- (3) 事業に支出した領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の時期)

第12条 補助金は、規則第11条の規定による額の確定後に、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 概算払を受けようとする補助事業者は、第9条の規定による交付決定通知後、請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による概算払を受けた補助事業者は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の終期)

第14条 補助金の終期は、平成31年3月31日とする。ただし、制度の見直し改定については随時実施する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱の改正前の様式で、現に残存するのは、なお使用することができる。

## 別表 1

### 地域介護予防活動事業について

#### (定義)

この要綱において「地域介護予防活動事業」とは、高齢者が自らの健康の維持・増進に取り組み、自立した生活や生きがいがいづくりができるよう、健康に関する知識の獲得や交流の機会が得られるものであって、内容は、健康体操、健康講話、レクリエーション等とし、主に学区内の高齢者を対象に月に1～2回程度開催する活動をいう。

#### (補助金の対象経費について)

##### ● 立ち上げから3年以下の地域介護予防活動組織

対 象 経 費
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 光熱水費（冷暖房費を含む。）</li><li>・ 通信運搬費（電話代等）</li><li>・ 会議費（会場使用料のみ）</li><li>・ 消耗品費（名札、筆記用具等）</li><li>・ 印刷製本費（会報の作成、コピー代等）</li><li>・ 講師報償費（市の派遣する体操講師料、食生活改善推進員講師料を除く。）</li></ul>

##### ● 立ち上げから3年を超える地域介護予防活動組織

対 象 経 費
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 原材料費（食生活改善推進員による試食作成等）</li><li>・ 光熱水費（冷暖房費を含む。）</li><li>・ 通信運搬費（電話代等）</li><li>・ 会議費（会場使用料のみ）</li><li>・ 消耗品費（名札、筆記用具等）</li><li>・ 印刷製本費（会報の作成、コピー代等）</li><li>・ 講師報償費（体操講師料、食生活改善推進員講師料のみとする。）</li></ul>

別表 2 補助金

立ち上げから3年以下の地域介護予防活動組織		9,000円
立ち上げから3年を超える地域介護予防活動組織	月1回程度 (年間10回以上～18回以下)	18,000円
	月2回程度(年間19回以上～)	36,000円

様式第 1 号

岡崎市地域介護予防活動事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(申請者) 住 所  
組織名  
代表者氏名

印

岡崎市地域介護予防活動事業について、次のとおり補助金を交付してください。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定期日
- 4 交付を受けようとする補助金の額
- 5 添付書類
  - (1) 岡崎市地域介護予防活動事業計画書 (様式第 2 号)
  - (2) 岡崎市地域介護予防活動事業収支予算書 (様式第 3 号)

様式第 2 号

年度岡崎市地域介護予防活動事業計画書

名 称	
実施場所	
実施主体	
参加予定人員	
実施期間	

実施年月日	内 容

様式第 3 号

年度岡崎市地域介護予防活動事業収支予算書

組織名 \_\_\_\_\_

収入

科 目	予算額 (円)	説 明
計		

支出

科 目	予算額 (円)	説 明
【対象経費】		
【対象経費以外】		
計		



様式第 4 号

岡崎市地域介護予防活動事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(補助事業者) 住 所

組織名

代表者氏名

印

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で補助金交付決定  
がありました事業は、次のとおり完了しました。

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

精 算 額 金 円

3 補助事業の実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 添付書類

(1) 岡崎市地域介護予防活動事業報告書 (様式第 5 号)

(2) 岡崎市地域介護予防活動事業収支精算書 (様式第 6 号)

様式第 5 号

年度岡崎市地域介護予防活動事業報告書

組織名 \_\_\_\_\_

実施年月日	内 容	参加人数

様式第 6 号

平成 年度岡崎市地域介護予防活動事業収支精算書

組織名 \_\_\_\_\_

収入

科 目	決算額 (円)	説 明
計		

支出

科 目	決算額 (円)	説 明
【対象経費】		
【対象経費以外】		
計		

様式第7号

岡崎市地域介護予防活動事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

組織名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付け 岡崎市指令 第 \_\_\_\_号で交付決定のあった岡崎市地域介護予防活動事業費補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更前	
変更後	